

目的・基本理念

(1・3条)

〈目的〉

- ・この条例は、自転車の安全利用の推進及び促進に関し、基本理念を定め、市、市民等その他の主体の責務を明らかにするとともに、自転車の安全利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全利用に関する施策を総合的に推進し、もって市民等の交通安全の確保に資することを目的とする

〈基本理念〉

- ・自転車の安全利用の推進及び促進は、市民等一人ひとりが、道路交通法その他の関係法令を遵守し、及び交通事故を防止するよう留意し、並びに互いに譲り合う精神を持つとともに、市その他の主体が自転車を安全に利用することができる環境づくりに努めることにより、安全で安心な街の実現を目指して行う

市、市民等その他の主体の責務

(4~12条)

〈市の責務〉

市は、条例の目的を達成するため、次の施策を実施する

- ・自転車の安全利用に関する教育及び啓発並びに活動の支援
- ・乗車用ヘルメットの着用の促進
- ・自転車の定期的な点検及び整備の促進

市は、施策の実施に当たっては、関係機関等と緊密な連携を図り、必要に応じ、協力を求める

市民等（※1）、自転車利用者その他の主体は、以下の事項に努めなければならない。

〈市民等の責務〉

- ・自転車の安全利用について理解を深めるとともに、市が実施する施策に協力すること

〈自転車利用者の責務〉

- ・道路交通法その他の関係法令を遵守すること（義務）
- ・自転車の安全利用に必要な知識を習得すること
- ・歩行者及び他の自転車の通行に配慮すること
- ・歩道等において、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、押して歩くなどにより歩行者の安全に配慮すること
- ・乗車用ヘルメットを着用すること
- ・自転車の定期的な点検及び整備を行うこと

〈保護者の責務〉

- ・監護する未成年者に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うこと
- ・監護する未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させること
- ・監護する未成年者が利用する自転車について、定期的な点検及び整備を行うこと

〈その他の者の責務〉

- ・70歳以上の者の家族は、その者が自転車を利用するときは、自転車の安全利用に関する助言を行うこと
- ・事業者は、その業務の遂行又は通勤で自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行うこと
- ・自転車小売業者は、自転車を購入しようとする者に対し、責務の周知及び自転車の安全利用に関する情報提供を行うこと
- ・自転車貸出業者は、その貸出しを受けて利用しようとする者に対し、自転車の安全利用に関する啓発を行うこと
- ・自転車貸出業者は、貸し出す自転車について定期的な点検及び整備を行うこと
- ・学校（※2）の長は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育又は啓発を行うこと
- ・自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、安全な間隔を保ち、又は徐行すること

自転車損害賠償保険等への加入

(13・14条)

- ・自転車利用者（未成年者及び業務のために自転車を利用する者を除く。）は、自らが被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しなければならない
- ・保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該未成年者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加しなければならない
- ・事業者は、その業務において従業者に自転車を利用させるに当たっては、当該従業者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない
- ・自転車貸出業者は、その貸出しを受けて道路において自転車を利用する者が被保険者となる自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない
- ・市は、自転車損害賠償保険等に参加しようとする者の利便に資するため、自転車損害賠償保険等に関する情報提供その他の措置を講ずる
- ・学校の長は、その児童、生徒若しくは学生又はこれらの保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない
- ・自転車小売業者は、購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の確認及び情報提供を行うよう努めなければならない

自転車押し歩き推進区間

(15条)

- ・市長は、歩行者の安全を確保するために特に必要があると認める歩道の区間を、自転車押し歩き推進区間として指定することができる

道路交通環境の整備

(16条)

- ・市は、関係機関と相互に連携し、自転車利用者が自転車を安全に利用できる道路交通環境の整備に関する事業を推進する

自転車安全利用計画

(17条)

- ・市は、自転車の安全利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車の安全利用に関する計画を策定する

施行日

- ・平成31年1月1日（自転車損害賠償保険等への加入に関する規定は、同年4月1日）

※1 市民等・・・市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう

※2 学校・・・「学校教育法」に規定する学校（幼稚園を除く。）、専修学校及び各種学校をいう